

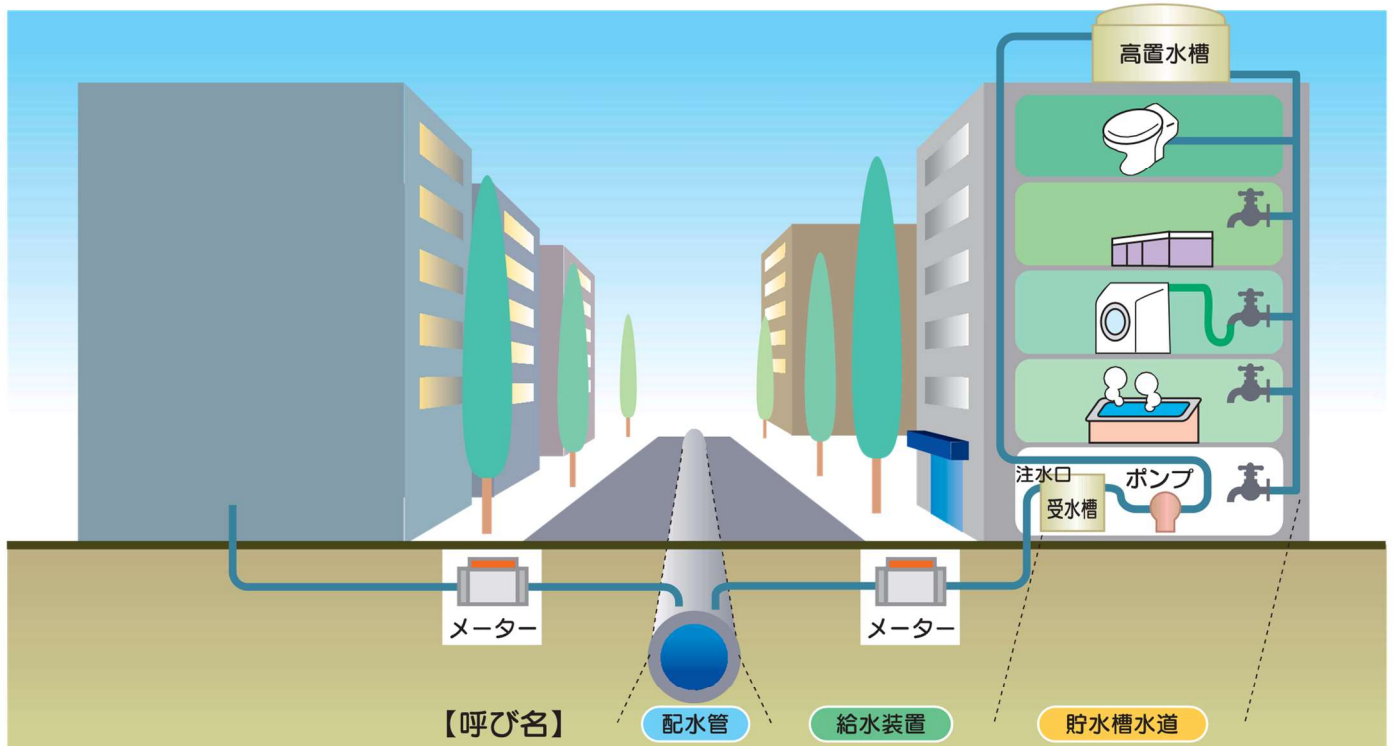
貯水槽水道について

(ビル等のオーナー様へのお願い)

配水管から分岐して、一旦受水槽に受けて給水する場合、注水口までを給水装置といいます。

また、受水槽から各戸のじゃ口までは、貯水槽水道といいます。

給水装置、貯水槽水道ともにビルのオーナー様の所有であり、貯水槽水道についてはオーナー様が定期的な清掃や点検等の管理をする必要があります。



定期的な清掃と点検を行いましょ

受水槽及び高置水槽の清掃

1年以内ごとに1回定期的に清掃を行いましょ。

※清掃の委託をする場合は、建築物の飲料水の貯水槽の清掃を行う事業登録を受けた事業者及び同等以上の清掃作業を行うことが認められる業者が望ましい。

受水槽及び高置水槽の点検

保守点検は

- ・水槽の周りは清潔でごみなどを置いていないか。
- ・ひび割れ、水中や水面に沈んでん物・浮遊物はないか。
- ・マンホールの施錠、パッキンの劣化などによる雨水の浸入はないか。
- ・防虫網が破損していないかなどを点検し、異常を発見したときは速やかに改善を行ってください。

水質検査の実施

じゃ口から出る水は、毎日点検しましょ。

(におい・味など) 残留塩素も必要に応じて検査しましょ。

もし異常があった場合は、必要な水質検査を行ってください。

貯水槽水道についてのご相談は、

保健所衛生課(536-2854)もしくは上下水道局営業課給排水審査担当班(538-2417)までお問い合わせください